

平成 20 年 6 月 3 日

評価課 残留農薬係

『急性参照用量 (ARfD)』の設定について

1. 背景

以下の農薬による急性中毒事例の報告により急性参照用量を参考値として示した。

- (1) メタミドホス…当該殺虫剤が混入した冷凍ぎょうざの喫食による急性中毒の発生
- (2) アセタミプリド…当該殺虫剤が残留した食品(農産物)の喫食が原因と思われる症状(不整脈等)が群馬県内で多発したとの報告

2. 他省の動向

(1) 農林水産省

- 「農薬登録制度に関する懇談会」等において、急性参照用量導入に対応するため、調査事業を実施している。

(2) 厚生労働省

- 厚生労働科学研究で、リスク管理における急性参照用量についての検討がなされた(国立衛研 米谷先生、農水省 山田審議官ら)。
- 食品安全委員会がメタミドホスに急性参照用量を設定したことを受け、薬食審(H.20.5.23)で急性参照用量について説明がなされた(残研 加藤先生)。